

Q 7 農地は買えるのですか？

農地法の適用

農業を始めるにあたり、農地の取得が重要なものというまでもありません。農地を買う場合には、町の農業委員会の許可が必要です。農地法はその1条に「農地は、その耕作者自らが所有することを最も適当であると認める」と規定があるように、自作農主義（農地は農業をする人がもつ）に基づいています。したがって、農地を買うためにはこの農地法の適用を受けます。

農地取得の条件

1. 許可のためには少なくとも次の条件が必要です。
 - ①取得者（またはその世帯員）が取得農地でまちがいなく農業経営を行なう。
 - ②取得者（またはその世帯員）が農作業に常時従事する。
 - ③取得後の農地面積が都府県にあっては50 a、北海道にあっては2 haを超えること。
 - ④取得者（またはその世帯員）が、取得農地を効率的に利用する。
2. 大事なのはどんな農地を買うかということです。都会に近ければ農地といえども高く、逆に都会から離れていけば安いですが、交通に不便であったり、市場から遠くなります。また、農地によってできる作物も違います。

